季託名 雨池ポンプ場及び茂福ポンプ場耐震設計業務委託

特記仕様書

平成30年度

四日市市上下水道局

特記仕様書

第1節 業務目的

本業務は、以下に列記せる業務を行うものである。

- (1) 雨池ポンプ場の耐震診断について、指針改訂に伴う前回診断の確認を い行い、耐震補強設計を行う。
- (2) 茂福ポンプ場について、過去に実施された耐震診断結果に基づき、耐震・耐津波補強設計を行う。
- (3) 上記の2施設の下部土木構造物について、地上部の耐震・耐津波補強 後(雨池ポンプ場は耐津波補強無)、複合構造物として、改めて耐震診断 及び耐震補強案の策定を行い、その施工の可否や方法を検討する。

ポンプ場名	対象建物名	構造物	詳細設計	診断
雨池ポンプ場	ポンプ棟	建築物	0	0
	ハンノ1 株	下部土木		0
茂福ポンプ場	北側ポンプ棟	建築物	0	
		下部土木		0
	電気棟	建築物	0	
		下部土木		0

※下部土木の診断は、補強後の地上部構造物と一体のものとして行う。

第2節 対象施設

(1) 雨池ポンプ場

位置:四日市市 大字六呂見 地内

下水排除方式:分流式

ポンプ場吐出量 雨水 62.05 m³/s

耐震補強対象施設

対象建物名	規模	構造種別	竣工年	延床面積	建築面積
ポンプ棟	地上2階 地下1階	鉄筋コンク リート造	S54 年	1443. 88 m²	1201. 62 m²

(2) 茂福ポンプ場

位置:四日市市 富田浜町 地内

下水排除方式:分流式

ポンプ場吐出量 1号棟 雨水 7.25 m³/s

電気棟 雨水 11.35 m³/s

耐震·耐津波補強対象施設

対象建物名	規模	構造種別	竣工年	延床面積	建築面積
北側 ポンプ棟	地上2階	鉄筋コンク リート造	S53 年	198 m²	182 m²
電気棟	地上1階 (吐出水槽上)	鉄骨造	S53 年	40. 8 m²	40. 8 m²

(3)関係図書の状況

対象施設の関係図書の有無を下記に示す。

対象施設名	関係図書有無					
	構造 計算書	構造図	配筋図	杭伏図	地質 調査 報告書	備考
雨池ポンプ場	×	0	0	0	0	
茂福ポンプ場	×	0	0	0	0	※ 1

(注) :○;関係図書有り、△;一部施設で有り、×;全施設で無し

※1:茂福ポンプ場の地質調査報告については 100m 程度離れた位置のもの

※作業における留意事項

本業務の対象施設において図書の不足がある箇所は、目視による実測や経年変化の状況把握、建設当時の工法や材料の推定等から、現況を想定し診断を行うこと。また杭の施工状況が不明な施設は、杭による支持力を期待できないものとして診断を行うこと。

第3節 業務内容

耐震・耐津波補強設計を行う際に準拠する各指針・基準類は、最新版を用いること(以下、「耐震」のみの表記は、耐津波の意味を含むものとする。)。

(1) 耐震再診断

平成19年度に雨池ポンプ場の耐震診断を行っているが、「下水道施設の耐震対策 指針」の指針改訂に伴う、前回診断内容の確認を行う。

(2) 設計計画

「耐震設計]

本業務に際して、貸与する耐震・耐津波診断結果を確認し、耐震性能を満たしていない原因を明らかにする。また、現地調査を行い既存施設の運転状況や機械設備等の設置状況を確認・整理し、耐震補強方法並びに施工方法について検討を行う。ポンプ棟建屋の外壁に損傷等がある場合は、その改修方法の検討も行う。

なお、施設を稼動しながら耐震補強工事を行う必要があるため、施工後の形状が施設機能に支障とならないことに留意するとともに、極力設備類の移設等が生じない工法を複数案提示し、施工性および経済性について比較の上決定する。耐震補強により設備類の移設等が生じた場合は、その設計も併せて行うものとする。また、必要に応じて本市の施設管理者・建築技師との協議の対応を行うものとする。

(3) 計算 (構造・機能)

機器荷重等、各種計算条件について整理し、耐震補強後の性能について一貫計算を行い確認する。

(4) 設計図作成

耐震・耐津波補強設計図面の作成を行う。設備類に関しては、移設・切廻し等に関する詳細設計図の作成を行う。ただし、建築設備改修工事の内容を盛り込むこと。

(5) 数量計算

耐震・耐津波補強工事に必要な数量計算書の作成を行う。

(6) 設計書作成

耐震・耐津波補強工事が発注できるよう工事費の積算・設計書の作成を行う。

(7) 下部構造物耐震診断、補強案策定

下部の土木構造物について、耐震補強を行った状態の地上部との複合構造物として、改めて耐震診断を行う。また、それに基づいた土木構造物の耐震補強案を策定し、その施工の可否や方法を検討する。

(8) 照香

(1)~(7)について要求事項を満たしているか照査を行う。

(9) 評価·判定

本業務の耐震補強設計について、第三者機関の評価・判定を受けるものとする。その発注、打合せへの出席、取りまとめ、発注者への説明、手数料等の諸費用に関しては、受託者が負担するものとする。

なお、第三者機関とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク 委員会が「耐震判定委員会設置登録要領」に基づいて設置した耐震判定委員会 とする。

(10) 報告書作成

設計業務の成果として、設計業務成果概要書・現地調査結果・構造計算書・ 設計図面・数量計算書・工事設計書・照査報告書等をまとめる。なお、設計条件・工法決定の経緯及び選定理由(構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境の要件の解説)・構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した事項・主要材料、工事数量の総括・施工段階での注意事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書の作成も行う。

(11) 設計協議

打合せ回数は、初回、中間(3回)、最終打合せの5回とする。なお、業務に該当する工種は(建築・電気・機械・土木)とする。

- (12) 対象構造物について建築資材のアスベストスクリーニングを行い、アスベスト含有の恐れがある箇所について報告を行うこと。
- (13) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て 含む。

第4節 成果品

- (1) 成果品の提出部数
- 1)報告書(黒厚表紙金文字ファイル綴じ、A4版、現場調査報告を含む)2部
- 2) 図面(A3版)

2 部 2 部

3) 電子データ (報告書、図面)

(2) その他

- 1) CADデータは dxf ファイル形式で加工が出来るもので提出すること。また、Jw_cad の機能の範囲内で紙出力と同等の結果が得られるような環境設定ファイルを用意すること。
- 2)成果品の中の文献、資料等を引用した場合は出典名を報告書に明記すること。 ※貸与できる資料
 - ・ 耐震診断業務報告書(雨池ポンプ場:株式会社ニュージェック、茂福ポンプ場:株式会社NJS)

第5節 個人情報取扱事項

・業務にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

- 第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成 11 年四日市市条例第 25 号。以下「条例」という。)第 11 条に規定する義務を負う。
 - 2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を 指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該 業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。2 乙 は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な 措置を講じなければならない。
 - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。(適正な管理)
- 第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の 個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
 - 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
 - 4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、 当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければな らない。

(再提供の禁止)

- 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務に係る個人情報 を第三者に再提供してはならない。
 - 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約に よる業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資 料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9 において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
 - 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、 持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
 - 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還)
- 第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録され

た資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
 - (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
 - (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
- 3 乙は、第 6 の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、 乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を 行うものとする。

(罰則等の周知)

- 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。 (苦情の処理)
- 第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情が あったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたとき は、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

〇仕様書追記事項

暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加施策停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

- 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
 - (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
 - (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、
 - 納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
 - (3)(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

障害者差別解消に関する事項

- 1. 対応要領に沿った対応
- (1) この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の委託を受けた者 (以下「受託者」という。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に 定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対 応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障 害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2)(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
- 2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。